

雄飛堂薬局 郡山富田店

処方箋受付及び情報提供等についての事項

○調剤基本料3-イ

当薬局は厚生労働省所定の基準を満たしており、調剤基本料3-イの点数を算定しております。

○調剤管理料

当薬局では、お薬を安全で安心してご利用頂くために、薬剤服用歴を活用しています。処方された薬剤について、お客様等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行ったうえで、薬剤服用歴への記録その他の管理を行った場合、調剤の内容に応じ、処方箋受付1回につき厚生労働省所定の調剤管理料を算定しております。

○服薬管理料等に関する事項

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者さまごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。また以下の場合に応じて厚生労働省所定の服薬管理指導料を算定しております。

- 前回から3カ月以内に再度処方箋を持参したお客様への情報提供等の場合
- 前回から3カ月経過しているまたはお薬手帳の持参又は提示のないお客様への情報提供等の場合
- 介護老人福祉施設等に入居しているお客様への情報提供等の場合
- 情報通信機器を用いた情報提供を行い前回から3カ月以内に処方箋を提出したお客様の場合
- 情報通信機器を用いた情報提供を行い前回から3カ月経過しているまたはお薬手帳の持参又は提示のないお客様の場合
- かかりつけ薬剤師による情報提供の場合

※お客様一人一人に対し、服薬状況を一元的・継続的に把握して業務を実施する、いわゆる「かかりつけ薬剤師」が、お客様の同意に基づき、情報提供を行った場合は、厚生労働省所定のかかりつけ薬剤師指導料を算定しております。また、かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師がお客様の同意に基づき、情報提供を行った場合は、厚生労働省所定の服薬管理指導料を算定しております。

○後発医薬品調剤体制加算3

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

○連携強化加算

当薬局では、災害や新感染症の発生時時等における医薬品供給や衛生管理の体制を整備し、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しております。

○医療 DX 推進体制整備加算

当薬局はオンライン資格確認を行う体制を有しており、オンライン資格確認から過去の薬剤情報や特定検診の結果などの情報を取得し、より多くの情報に基づいた服薬指導を実施いたします。また、マイナ保険証の利用促進や電子処方箋などの医療 DX を通じ、質の高い医療提供をできるように取り組んでおり、厚生労働省所定の基準を満たした場合は医療 DX 推進体制整備加算を算定いたします。

○在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。
なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

取り扱いのある医療保険及び公費負担医療

○健康保険法に基づく保険薬局としての指定

○生活保護法に基づく指定(医療・介護)

○公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定(育成医療・更生医療・精神通院医療)

○労働者災害補償保険法に基づく指定

○児童福祉法に基づく指定

○難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定(結核)

明細書発行について

当薬局はすべての患者様へ明細書を発行しております。明細書の発行を希望しない場合は、会計の際にお申し出ください。

容器代等保険外費用について

○当薬局では、調剤・服薬に必要な容器・スポイトに関しては、費用をいただいております。

それ以外の場合(患者様からのご要望での小分け等)については実費を徴収いたします。

容器代(内用剤、外用剤)・スポイト代・・・50 円/個

○患者様の都合・希望に基づくご自宅への配送・郵送料は患者様負担となります。

原則、着払いでの対応

※治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

○医師の指示以外の患者様ご希望の一包化の費用は実費を徴収いたします。

・42 日分以下の場合、7 日ごとに 340 円 (例:1～7 日 340 円、8～14 日 680 円、15 日～21 日 1,020 円)

・43 日分以上の場合…一律 2,400 円

※医師の指示があった場合は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

○文書作成において、以下の通り文書料をいただいております。

・各種申請に必要な書類作成代金 ……300円

(互助会見舞金支給に伴う調剤証明 他)

・交通事故に伴う調剤証明 ……2,000円

調剤報酬点数表(令和7年4月1日施行)

《調剤技術料》	項目	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料	処方箋受付1回につき	注1) 安給率50％以下などは▲50％で算定 注2) 真なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20％で算定	
①調剤基本料1	②～⑥以外、または 医療資源の少ない地域に所在 処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当 イ)月4,000回超&上位3医療機関合計集中度70％超 ロ)月2,000回超&集中度85％超 ハ)月1,800回超&集中度95％超		45点
②調剤基本料2	二)特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1、保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関は合算 ※2、同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数をきむ		29点
③調剤基本料3	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数(または店舗数)の合計および当該薬局の集中度が、次のいずれかに該当 イ)・月3、5万回超～4万回以下&集中度95％超 ロ)・月4万回超～40万回以下&集中度95％超 ハ)・月3、5万回超&特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引 ニ)・月40万回超(または300店舗以上)&集中度85％超 ホ)・月40万回超(または300店舗以上)&特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引 ハ)・月40万回超(または300店舗以上)&集中度85％以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点	
④特別調剤基本料A	保険医療機関と特別な関係(同一敷地内)と集中度50％超 ※1、地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90％で算定 ※2、薬学管理料に属する項目(一部を除く)は算定不可 ※3、1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10％で算定		5点
⑤特別調剤基本料B	調剤基本料6倍の屈出を行っていない ※1、調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2、1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10％で算定		3点
分割調剤(長期保存の困難性等) (後発医薬品の試用)	1分割調剤につき(1処方箋の2回目以降) 1分割調剤につき(1処方箋の2回目のみ)		5点 5点
地域支援体制加算1	調剤基本料1の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上		32点
地域支援体制加算2	調剤基本料1の保険薬局、基本体制＋選択8以上		40点
地域支援体制加算3	調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上)		10点
地域支援体制加算4	調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制＋選択8以上		32点
連携強化加算	災害・新興感染症発生時等の対応体制		5点
後発医薬品調剤体制加算1、2、3	後発医薬品の調剤数量が80％以上、85％以上、90％以上	加算1：21点、2：28点、3：30点	
後発医薬品減算	後発医薬品の調剤数量が50％以下、月6000回以下の保険薬局を除く	▲5点	
在宅薬等総合体制加算1	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等		15点
在宅薬学総合体制加算2	同加算1の算定要件、①医療用麻薬(注射薬含)の備蓄&無菌製剤処理体制 または②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか		50点
医療DX推進体制整備加算1	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証45％以上、マイナポ相談ほか、月1回まで		10点
医療DX推進体制整備加算2	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証30％以上、マイナポ相談ほか、月1回まで		8点
医療DX推進体制整備加算3	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証15％以上ほか、月1回まで		6点
薬剤調製料			
内服薬	1割につき、3割分まで		24点
屯服薬			21点
凍結薬	1調剤につき、3調剤分まで		190点
湯薬	1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点+10点／1日分(8日以上の部分) 28日分以上 400点	
注射薬			26点
外用薬	1調剤につき、3調剤分まで		10点
外用滴剤	1調剤につき		10点
無菌製剤処理加算	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射剤を混合(〃)または原液を無菌的に充填	69点(6歳未満 137点) 79点(6歳未満 147点) 69点(6歳未満 137点)	
麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)	1調剤につき	麻薬 10点、麻薬以外 8点	
自家製剤加算(内服薬)	1調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤液剤 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点	
自家製剤加算(屯服薬)	1調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤液剤	90点 45点	
自家製剤加算(外用薬)	1調剤につき 錠剤、H-T剤、軟・硬膏剤、N-T剤、リメノ剤、坐薬点眼剤、点鼻・点耳剤、洗眼剤液剤	90点 75点 45点	
計量混合調剤加算	1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬		35点 45点 80点
時間外等加算(時間外、休日、深夜)	基礎額＝調剤基本料(加算含)＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算＋調剤管理料	基礎額の100％(時間外)、 140％(休日)、200％(深夜)	
夜間・休日等加算	処方箋受付1回につき		40点
《薬学管理料》			

項目	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料	処方箋受付1回につき、薬剤取用歴の記録・管理	
①内服薬あり	内服薬1割につき、3割分まで	7日分以下 4点 8～14日分 28点 15～28日分 50点 29日分以上 60点
② ①以外		4点
重複投薬・相互作用等防止加算	処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降(処方変更・追加) 3点
医療情報取得加算	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3か月以内の再調剤(手帳による情報提供あり) または それ以外	再調剤45点、それ以外59点
①通常(②、③以外)	ショートスライ等の利用者も対象、オンラインによる場合も含む、月4回まで	45点
②介護老人福祉施設等入所者		

③情報通信機器を使用(オンライン)	3か月以内の再調剤(手帳による情報提供あり) または それ以外	再調剤45点、それ以外59点
麻薬管理指導加算	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	22点
特定薬剤管理指導加算1	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	新たに処方10点、指導の必要5点
特定薬剤管理指導加算2	イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 適正療費(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
特定薬剤管理指導加算3	6歳未満の乳幼児	12点
乳幼児服薬指導加算	医療的ケア児(18歳未満)	350点
小児特定加算	喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
吸入薬指導加算	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50％以下、加算は算定不可	13点
服薬管理指導料(特例)	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	22点
特定薬剤管理指導加算1	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	新たに処方10点、指導の必要5点
特定薬剤管理指導加算2	イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 適正療費(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
特定薬剤管理指導加算3	6歳未満の乳幼児	12点
乳幼児服薬指導加算	医療的ケア児(18歳未満)	350点
小児特定加算	喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
吸入薬指導加算	処方箋受付1回につき	291点
かかりつけ薬剤師包括管理料	月1回まで	185点
外来服薬支援料1	一泊化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
外来服薬支援料2	入院中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
施設連携加算	内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料1	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで	実績あり110点 それ以外 90点
服用薬剤調整支援料2	地域支援体制加算の屈出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
調剤後薬剤管理指導料	保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料1	薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで	
服薬情報等提供料2	イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料3	保健医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
①単一建物居住者1人	合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで) 保険薬剤師1人につき週40回まで(①～④合わせて)	650点
② 〃 2～9人		320点
③ 〃 10人以上		290点
④在宅患者オンライン薬剤管理指導料		59点
麻薬管理指導加算	オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン22点)
医療用麻薬服用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン12点)
小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点(オンライン350点)
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	在宅患者療養費、医師の指示、状態の急変等に伴う対応※新興感染症対応 ①計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変 ② ①、③以外 ③在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	500点 200点 59点
麻薬管理指導加算	オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン22点)
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン12点)
小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点(オンライン350点)
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算	末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1000点
在宅患者緊急時等共同指導料	在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示で可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)	450点
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	在宅患者訪問薬剤管理指導料または在宅療養管理指導費の算定患者 1) 縦覧照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外40点 残薬調整20点
経管投薬支援料	初回のみ	100点
在宅移行初期管理料	在宅療養開始前管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料	入院中回(末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回)まで、ビデオ通話可	600点

項目	主な要件	点数
使用薬剤料(所定単位につき15円以下の場合)	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃(所定単位につき15円を超える場合)	〃	10円又はその諸数を増すごとに1点
多剤投与時の連携措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

項目	主な要件	点数
《特定保険医療材料料》		
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬(令和6年6月1日施行)

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》 ①単一建物居住者1人 ② 〃 2～9人 ③ 〃 10人以上 ④情報通信機器を用いた服薬指導	518単位 379単位 342単位 46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15％
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10％
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の5％

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。

- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



とっても
簡単!

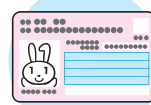
マイナンバーカード

1

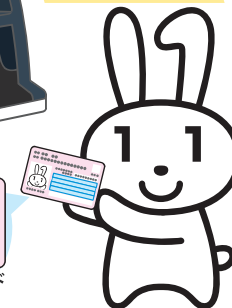
受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2

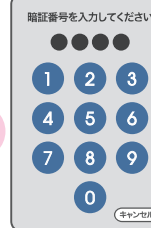
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の診療以外の診療・お薬情報
を当病室に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当病室に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

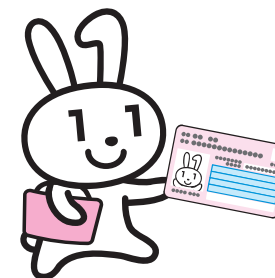
同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

雄飛堂薬局訪問薬剤管理指導事業者 運営規程

（事業の目的）

第1条

1. 雄飛堂薬局 郡山富田店が行う健康保険法に定める在宅患者訪問薬剤管理指導または介護保険法に定める居宅療養管理指導もしくは介護予防居宅療養管理指導（以下「訪問薬剤管理指導」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、雄飛堂薬局 郡山富田店の薬剤師が適正な訪問薬剤管理等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という。）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第3条

1. 従業者について

- ・訪問薬剤管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、訪問薬剤管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2. 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、雄飛堂薬局 郡山富田店の管理者との兼務を可とする。

（職務の内容）

第4条

1. 薬剤師の行う訪問薬剤管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った訪問薬剤管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日および営業時間）

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

2. 通常、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の午前 9：00～午後 6：30、
水曜日、土曜日の午前 9：00～午後 12：30 とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

（指定居宅療養管理指導等の内容）

第 6 条

1. 薬剤師の行う訪問薬剤管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）

第 7 条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、訪問薬剤管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

（緊急時等における対応方法）

第 8 条 訪問薬剤管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（その他運営に関する重要事項）

第 9 条

1. 雄飛堂薬局 郡山富田店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、雄飛堂薬局 郡山富田店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成 25 年 8 月 1 日より施行する。

【従業員の職種、員数及び職務の内容】

薬剤師	常勤 4 名、非常勤 0 名
事務員	常勤 3 名、非常勤 2 名